

# 第9期山梨県分別収集促進計画(概要版)

## 1 計画策定の意義

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第9条の規定に基づき、県内の市町村が策定した「市町村分別収集計画」をもとに、市町村における容器包装廃棄物の排出見込み量及び対象品目ごとの分別収集見込み量を集計するとともに、今後における容器包装廃棄物の発生抑制や分別収集の促進に向けた推進方策を定めたものです。

## 2 計画の基本的方向

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の促進
- ② 県民に対する普及啓発の充実
- ③ 地域の実情や特性、多様化するライフスタイルに対応した、市町村における効率的な分別収集体制の促進
- ④ 再商品化製品の積極的な使用の促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

## 4 対象品目

本計画では、容器包装リサイクル法(以下「法」という。)に基づき市町村が分別収集を行う容器包装廃棄物10品目を対象とし、その区分は次のとおりとします。

- ① 無色ガラス製容器、② 茶色ガラス製容器、③ その他ガラス製容器、  
④ その他紙製容器包装、⑤ ペットボトル、⑥ その他プラスチック製容器  
包装(ペットボトル以外)、⑦ 飲料用紙製容器(紙パック)、⑧ スチール製  
容器、⑨ アルミ製容器、⑩ 段ボール

## 5 市町村分別収集計画の策定状況

県内27市町村の全てが市町村分別収集計画を策定しました。

各年度における計画品目数別の市町村数

計画品目数／年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10品目	19	19	19	19	19
9品目	6	6	6	6	6
8品目	2	2	2	2	2

## 第9期市町村分別収集計画策定状況

市町村	無色 ガラス 製容器	茶色 ガラス 製容器	その他 ガラス 製容器	その他 紙製容 器包装	ペット ボトル	その他プラスチック製容器包装			スチール 製容器	アルミ 製容器	段ボール	紙パック	R2~6 年度 計 画 品目数
						いずれか 実施	白色トレー 以外	白色トレー					
甲府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
富士吉田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
都留市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
山梨市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
大月市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
韮崎市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
南アルプス市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
北杜市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
甲斐市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
笛吹市	○	○	○		△	○	○		○	○	○	○	9
上野原市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
甲州市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
中央市	○	○	○		△	○	○		○	○	○	○	9
市川三郷町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
早川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
身延町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
南部町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
富士川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
昭和町	○	○	○		△	○	○		○	○	○	○	9
道志村	○	○	○			○	○		○	○	○	○	9
西桂町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
忍野村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
山中湖村	○	○	○		△	○				○	○	○	8
鳴沢村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	10
富士河口湖町	○	○	○			○	○		○	○	○	○	9
小菅村	○	○	○			○	○		○	○	○		8
丹波山村	○	○	○	○	○	○			○	○	○		9
品目別計画 数	27	27	27	20	27	26	18	18	27	27	27	25	
	100%	100%	100%	74%	100%	96%	67%	67%	100%	100%	100%	93%	
○	(計画策定)												
	(計画策定なし)												
△	(その他紙製容器包装について計画策定は行わないが、その他紙製容器包装を含んだミックス紙回収を実施している。)												

## 6 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位: トン)

容器包装廃棄物 排出見込み量	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	38,796.2	38,431.6	38,055.0	37,687.7	37,320.5

## 7 分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量の見込み及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(単位: トン)

区分	対象品目/年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定分別基準適合物	無色ガラス製容器	1,268.4	1,235.1	1,202.8	1,176.1	1,147.7
	茶色ガラス製容器	1,286.1	1,249.9	1,216.8	1,187.7	1,160.9
	その他ガラス製容器	871.5	844.6	818.3	792.2	772.3
	その他紙製容器包装	876.6	863.4	850.0	834.4	820.9
	ペットボトル	1,271.3	1,276.3	1,276.1	1,279.6	1,281.2
	その他プラスチック製容器包装	1,956.6	2,017.5	2,084.2	2,159.3	2,240.4
	(うち白色トレイ)	(28.8)	(29.5)	(31.3)	(34.2)	(35.9)
法第2条第6項指定物	紙パック	132.3	131.7	129.2	129.6	128.9
	スチール製容器	1,138.5	1,110.5	1,085.1	1,061.5	1,037.8
	アルミ製容器	738.5	724.8	712.4	704.1	693.8
	ダンボール	5,411.1	5,297.7	5,190.5	5,086.5	4,986.7
合 計		14,950.9	14,751.4	14,565.4	14,411.0	14,270.6

## 8 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する事項

### (1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

- ① 県民がリサイクルの意義を十分に理解し、市町村の分別収集に自ら適正かつ積極的に取り組むよう、「ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン」を通じ、ごみの排出抑制やリサイクル意識の啓発を図ります。
- ② 県民が実践しやすい容器包装廃棄物の排出抑制の取組として、使い捨て容器などを使用しないマイバック・マイはし・マイボトル運動、容器を繰り返し使用するリユースびん運動など、「やまなしクールチョイス県民運動」を推進します。
- ③ 小売業者、消費者団体、市町村等が協働してレジ袋削減に取り組んでいる「ノーレジ袋推進連絡協議会」などと連携し、県民の買い物袋持参を促す「マイバッグキャンペーン」を実施します。
- ④ 「環境学習指導者派遣事業」により、学校や地域の団体等にエコティーチャーを派遣し、ごみ減量化、再資源化等に関する環境教育を行います。
- ⑤ プラスチックごみの発生抑制に向け、県民大会を開催するとともに、環境教育に関する教材やリーフレットを作成し、意識の啓発と知識の普及を図ります。
- ⑥ ごみやリサイクルに関するパネルやビデオの貸出、環境フォーラム等のイベントでのパネルの展示など、「環境ライブラリー事業」により意識啓発を図ります。
- ⑦ 県の広報やホームページを活用し、ごみの減量やリサイクルに関する情報を広く県民に提供します。

### (2) 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

市町村の分別収集の実施状況を把握するとともに、地域の実情や特性、住民のライフスタイル等に応じた分別収集を促進するため、説明会等を開催し、市町村・一部事務組合に対し、県内外の取組状況や国、産業界の動向等の情報提供を行うとともに、市町村間の情報交換の機会を提供します。

また、分別収集を含め、プラスチックごみ等の排出抑制に向けた取り組みが、県民、事業者、行政などが一体となって推進されるよう、関係主体による協議会の立ち上げ等により、情報共有を図るとともに、具体的な活動について協議していきます。

### (3) その他の分別収集の促進に関する事項

- ① 「環境保全重点課題対策事業費補助金」により、市町村やNPO等が行うごみ減量化・リサイクルの推進事業や、ごみ分別マニュアル作成による住民への適正な排出方法の周知等普及啓発事業に対し、財政的支援を

行います。

- ② 「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県が率先して廃棄物の減量化、リサイクル率の向上、グリーン購入の実践に取り組みます。